

対 外 試 合 規 定

昭和62年 6月17日
日本学生野球協会常務理事会

1. 全日本大学野球連盟傘下のチーム相互間の試合
 - ・当該学校の責任の下に行う。
 - (但し、帯同試合については各地区大学野球連盟、全日本大学野球連盟を通じて日本学生野球協会の承認を得なければならない)

2. 日本高等学校野球連盟傘下のチーム相互間の試合
 - * 同一都道府県内の試合
 - ・当該学校長の責任の下に行う。
 - * 都道府県を異にする試合
 - ・それぞれの関係都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。
 - (但し、帯同試合は高等学校の場合禁止されている)

3. 全日本大学野球連盟傘下のチームと日本高等学校野球連盟傘下のチームの試合
 - ・それぞれの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。

4. 日本野球連盟(社会人)傘下のチームとの試合
 - ・大学チーム及び高等学校チームの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。

5. 未加盟の野球チームとの試合(在日国際学校や任意のクラブチーム等)
 - ・大学チーム及び高等学校チームの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟を通じて全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

以 上